

第3 公園技術基準

細目次

- 1 公園の設置基準
- 2 公園の設置場所
- 3 公園用地等の譲渡
- 4 公園施設の設置
- 5 境界石の埋設
- 6 指導担当課に提出する図書
- 7 公園施設標準図
 - (1) 出入口標準図
 - (2) さく標準図
 - (3) 車止め標準図
 - (4) 園名板（注意板）標準図

第3 公園技術基準

1 公園の設置基準

- (1) 公園は、事業区域の面積が3,000 m²を超えるときに設置すること。
- (2) 公園を設置する事業の適用範囲は、「開発行為」及び「15戸以上の集合住宅の建築事業」とする。

なお、事務所等の建築事業については、15戸以上の集合住宅を併設する場合を除き、建築事業事業区域の面積が3,000 m²を超える場合についても緑化地とすること。

- (3) 公園の面積は、事業区域の面積の6%以上(180 m²以上)の用地とすること。
- (4) 開発行為(昭和51年以降)、土地区画整理等の街区整備事業(この要綱施行前の道路位置指定を除く。)が行われた区域であるときは事業区域の面積が3,000 m²を超える場合についても公園の設置は求めない。

※ 要綱 第23条(公園等の設置)

第44条(都市計画事業等の特例)

開発行為は、旧立川市宅地開発等指導要綱等(昭和51年以降)に基づき施行したものをいう。

2 公園の設置場所

- (1) 公園は、事業区域の公道(幅員4 m以上)に接する部分に設置し、公道に接する間口を十分に(原則4 m以上)取ること。また、出入り口は複数設けることが望ましい。
- (2) 公園を高圧線の下を利用して設置するときは、その割合を公園面積の30%以下とすること。
- (3) 公園は、都市計画道路予定線内に設置しないこと。
- (4) 公園の設置場所は、日照及び環境を十分に考慮すること。
- (5) 公園の形状は、平坦地に、一団の敷地として設置し、正方形に近い形を基本として、公園を有効活用できる形とすること。

※ 要綱 第23条(公園等の設置)

細則 第25条(公園の整備)

3 公園用地等の譲渡

事業者は、公園の用地及び施設を市に無償で譲渡すること。なお、水道・電気・下水道等は使用開始した状態で譲渡すること。

※ 要綱 第23条(公園等の設置)

細則 第25条(公園の整備)

4 公園施設の設置

- (1) 公園は、地域住民の利用に供するものであること。
- (2) 公園は、みどり空間の確保を目的としたものであること。
- (3) 公園の施設は、公園の規模(面積)、形状、環境等を考慮して設置すること。

(4) 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」及び「立川市公園における移動等の円滑化の基準に関する条例」に適する施設とすること。

(5) 公園には、原則として、次の施設を設置すること。

- ア 園路、広場
- イ すべり台、ブランコ、砂場等の遊戯施設
- ウ ベンチ
- エ さく、車止め
- オ 水飲み
- カ 照明施設
- キ 園名板（注意板）
- ク 植栽
- ケ 便所（公園規模 1,000 m²以上）
- コ 排水施設
- サ その他の施設

(6) 施設の構造及び材質他（(4)の法令のほか、下記の条件を満たすこと）

① 入口

管理用車両が容易に出入りできる寸法を確保すること。

② 園路、広場

「都市公園技術標準解説書」を参考に決定すること。

③ 遊戯施設

「都市公園技術標準解説書」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を参考に決定すること。また、遊具毎に定められた安全領域を確保すること。なお、スプリング遊具及びそれに準ずるものは原則として不可とする。（スプリング遊具のスプリングは、目視診断で亀裂などが確認されない場合でも、内部で金属疲労が進み破断が生じることがあるため）

④ ベンチ

座面の材質はリサイクル材（廃プラスチック及び廃木の混合材等）を原則とし、十分な耐用年数を有し、長期にわたり快適に使用できるものとする。仕様は肘掛を設けた2～3人掛けとすること。その他、「都市公園技術標準解説書」を参考に決定すること。

⑤ さく

公園周囲に設置する柵は、メッシュフェンスとすること。設置する高さは、GL+1.5mを原則とし、協議により決定するものとする。

⑥ 車止め

入り口等に設置する車止めの材質はステンレス（φ60.5×3以上）とすること。可動式車止めに使用する南京錠はALPHA・40mm（キーナンバーは公園緑地課に確認）とすること。

⑦ 水飲み

水道メーターは原則として13mmとする。（水飲み以外の水施設をつける場合はこの限りではない。）

⑧ 照明施設

LEDを採用すること。遮光板を灯具に内包できる構造とすること。また、「都市公園技術標準解説書」を参考に必要な照度の確保を図ること。設置場所・設置高さについては照度分布を検討の上で、周辺住環境（特に隣接建物の窓の位置など）に配慮し、必要に応じて遮光板を設置すること。

引込柱は、「東京都建設局標準構造図」にあるものを原則とすること。

⑨ 園名板（注意板）

別紙構造図のものを標準とするが、公園名及び注意書きが記載してあれば、協議の上で変更しても差し支えない。

⑩ 植栽

植栽は「第4 緑化地等技術基準 1-②緑化地の植栽」を基準に、周辺環境及び将来樹形を考慮して配置すること。特に高木・中木の配置については、隣地境界に近すぎないようにすることとし、詳細については、別途協議すること。

また、市に譲渡した樹木について完了検査後1年以内に枯死等が発生した場合は、事業者は枯補償を実施すること。

⑪ 便所

原則として1,000㎡以上の公園には設置すること。

⑫ 排水施設

公園内の雨水については、公園敷地内での全量浸透を原則とすること。

⑬ その他の施設

別途協議により定めるものとする。

(7) 公園施設の施行は、「東京都土木工事標準仕様書」に基づき行うこと。

(8) 公園施設の設置に関して、上記のとおり施設の整備を原則とするが、整備する公園のニーズや規模などを考慮の上、詳細な内容については立川市と協議によって決定すること。

5 境界石の埋設

公園用地の境界には、市の指定する境界石を埋設すること。また、設置後の境界石が容易に確認できるようにすること。埋設の方法は、道路技術基準を参照し、公園と道路の境界については道路管理担当係と協議をすること。

6 指導担当課に提出する図書

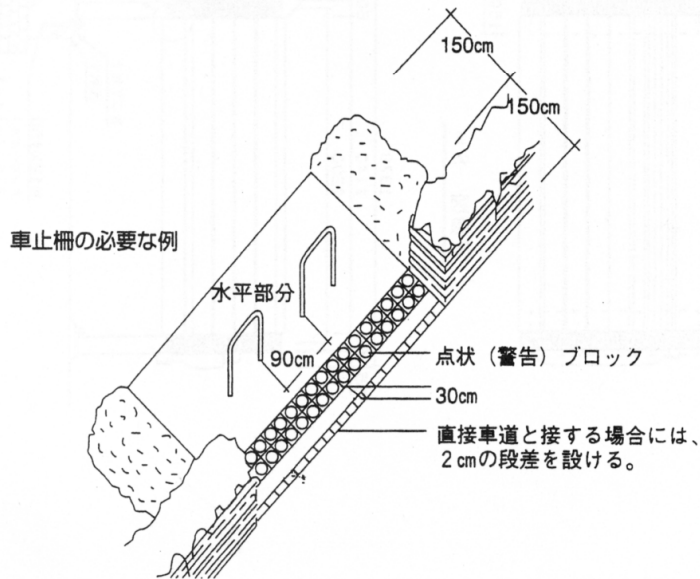
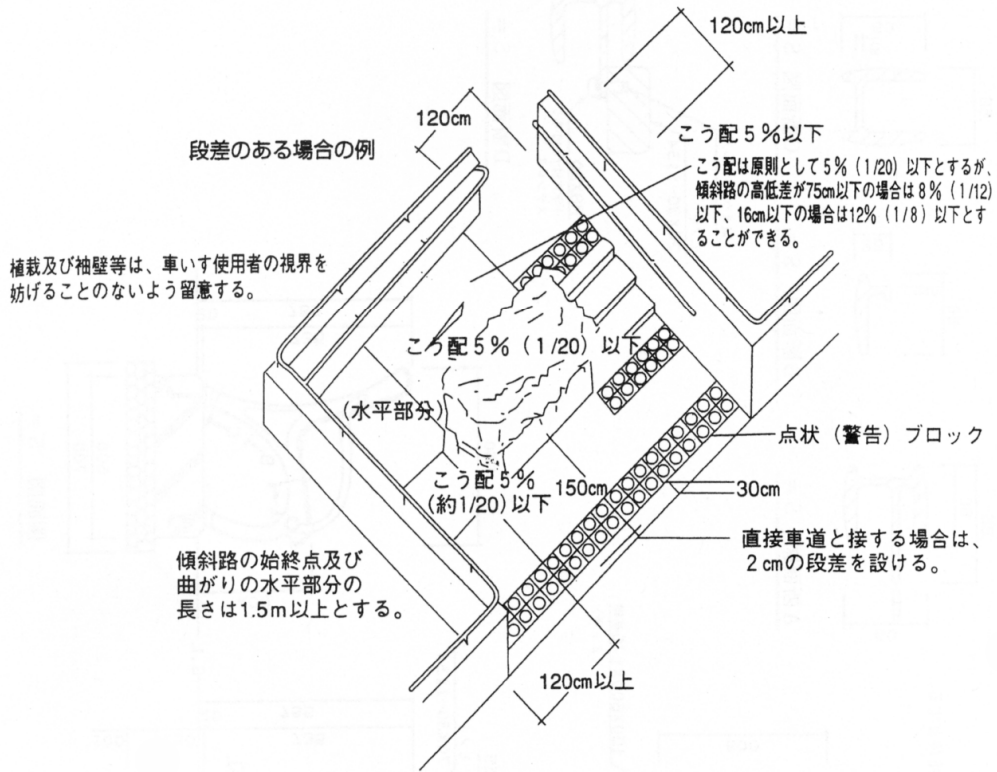
完了届の提出時に公園施設平面図、施設構造図、遊具履歴書、求積図（世界測地系の座標値入り）、隣地境界確認書等を公園指導担当課に提出すること。

※ 提出図書等について（227 ページ参照）

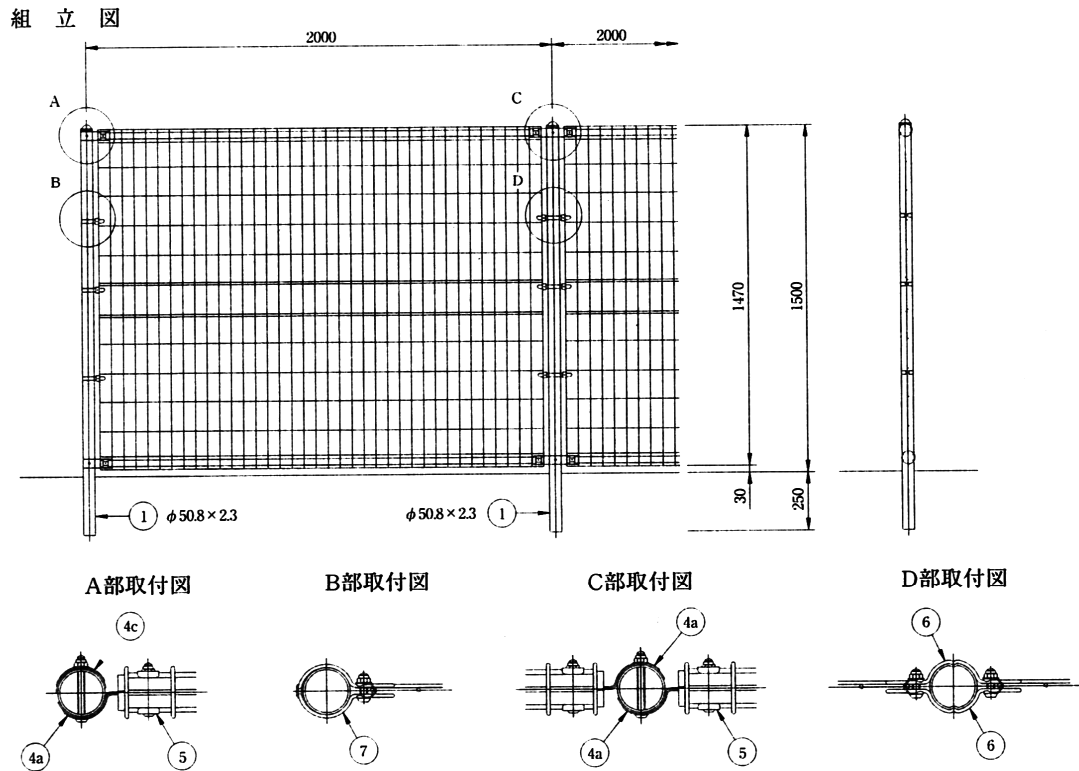
7 公園施設標準図

(1) 出入口標準図

〈 参考 図 〉



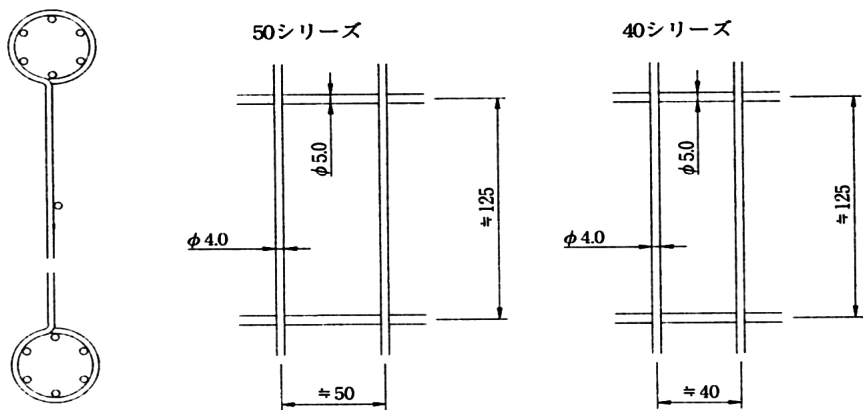
(2) さく標準図



符号	名 称	規 格	材 質	外 装
1	主 柱	φ50.8×2.3	STK400	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきK27 (Y27同等以上) +アクリル樹脂静電粉体塗装
2	W M パネル	50シリーズ 40シリーズ 外径φ4.0×φ5.0 芯径φ3.6×φ4.5	ハイテンション線 (SWMGH-3)	亜鉛めっき+PVC樹脂静電粉体塗装
4a	ジョイント	t=1.6	SZAH400同等以上	亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきK27 (Y27同等以上) +アクリル樹脂静電粉体塗装
4c	ジョイントカバー	-	-	
5	押 え 金 具	-	SZAHC同等以上	
6	中間バンド(回転防止付)	φ3.6	SWMGH-3	亜鉛・アルミ合金めっき+アクリル樹脂静電粉体塗装
7	端 末 バ ン ド			

パネル断面図

W M 図

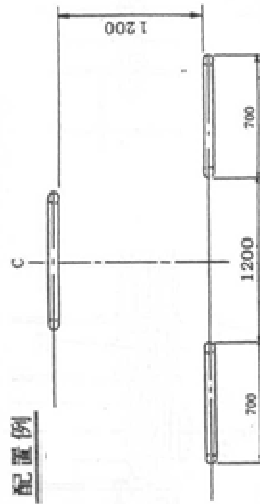


*フェンスの高さは、GL+1.5mを標準として公園周囲に設置すること。

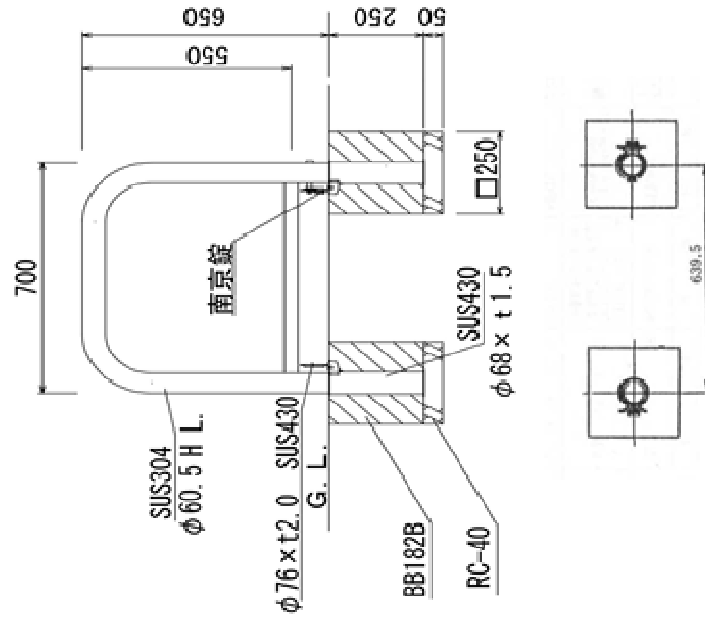
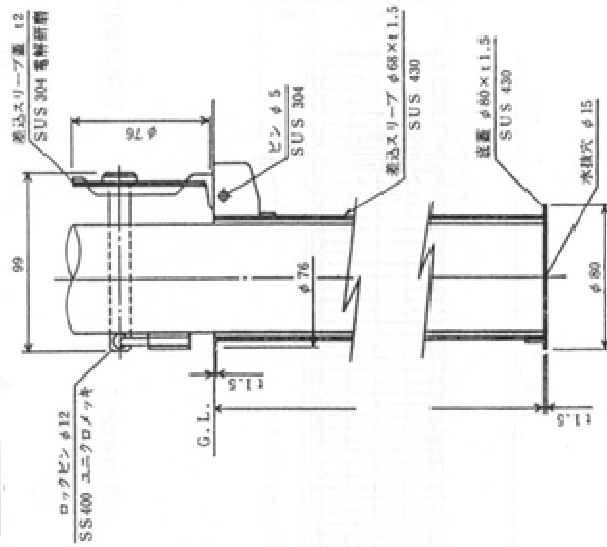
(3) 車止め標準図

材料表

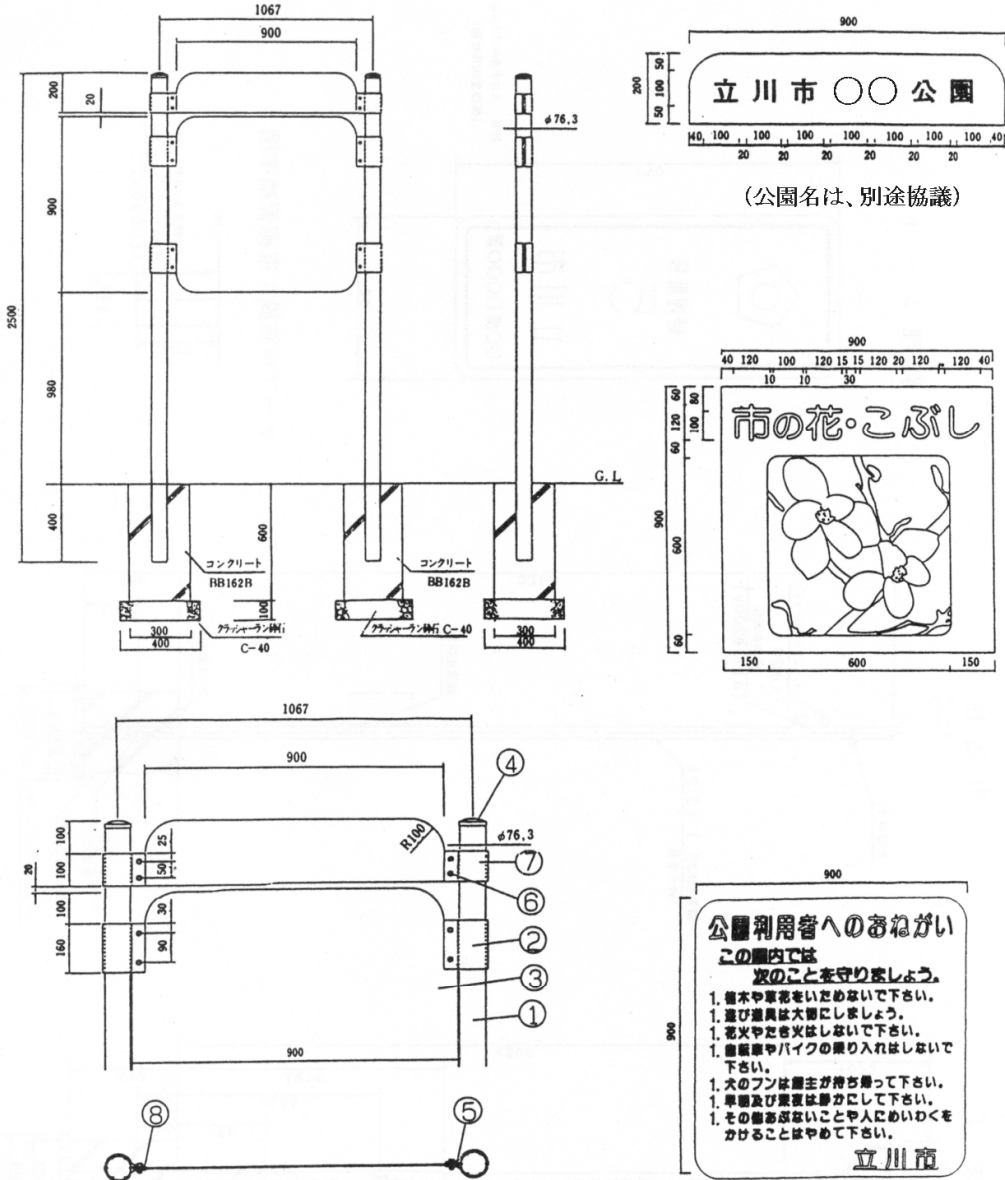
品名	形状・寸法	数量	単位	備考
厚板	RC-40	0.005	m ²	
コングリート	BB182B	0.03	m ³	
車止め	W t c 700×550×50.5 J=250 φ55	1	個	SUS304 t=30 ヘアライン仕上げ
鋼製ボルト		2	本	SUS430 φ=15
コングリート		1	個	SUS継ぎ足金
鋼製継ぎ		1	個	市の規定によること
引輪		0.5	m ²	



詳細図



(4) 園名板 (注意板) 標準図



8	A63-形	100L	Ps	スペーサー
7	A63-形	100L	Ps	金具
6	SUS304	12	8I. N. SV	
5	A63-形	150L	4	スペーサー
4	A52-板	76.3相	2	キャップ
3	A52-板	900×900	1	表示板
2	A63-形	150L	ds	金具
1	A63(S)-形	76.3×2500	2	支柱
NO	MATERIAL	SIZE	0	